

心配や不安を話してみましよう

子育ては大変かもしれないけど、楽しい思い出・感動もいっぱい。でも不安や疑問ができたなら、すぐご相談ください。ちょっとしたことは子育ての先輩に、専門的なことはやっぱり専門家に……。相談して安心した気持ちで子育てをしましょう。



保健センターでの相談一覧

名称	対象	日時	内容
乳児相談	生後12か月まで	月1回 受付は9:30~10:30	身体計測・育児相談・栄養相談 日程は保健センターガイド・ホームページでご確認ください。
電話相談	未就学児	随時	お子さんの成長・発育・健康・子育てなどの相談
来所相談	未就学児	予約を入れ来所	お子さんの成長・発育・健康・子育ての相談
すくすく相談	未就学児	要予約 9:30~11:30	発育・発達について専門医による相談
栄養相談	未就学児	要予約 9:00~11:30	電話・面談による離乳食や食事・栄養についての相談
心理相談	1歳6か月~就学前	要予約 9:00~11:30	面談にて発達・情緒面について臨床心理士による相談
おかあさんの相談室	未就学児	月1回 要予約	子育てに悩む方の相談



家庭児童相談室があります。 ☎048-464-1111 内2105

子育ては楽しいときばかりではありません。不安になったりつらくなったら、あなたの気持ちをどうぞお聴かせください。保護者からの相談、子ども自身からの相談、地域の方からの相談等、18歳までのお子さんに関するあらゆる相談を専門の相談員がお受けしています。秘密は固く守られますので、まずはご連絡ください。

例えばこんな相談ができます。

子育て中の保護者から

- ・ことばの遅れ、落ち着きがない、発育や発達が気になる。
- ・偏食、小食、夜尿、指しゃぶり、乱暴が心配。
- ・いじめ、けんか、不登校、反抗、非行など。
- ・子どもが人見知りや親から離れない。
- ・しつけなど、子育てのヒントがほしい。
- ・同年齢の子が近所にいないので、遊び相手がない。
- ・子育てに疲れ、いらいらする。子どもがかわいいと思えない。
- ・相談相手がない。

子ども自身から

- ・友だちとうまくつき合えない。
- ・学校で困っていることがある。
- ・家庭のことで悩みがある。

地域から

- ・虐待をされている子どもがいるようだ

専門相談（予約制）を行っています。

言語相談・心理相談

グループ活動を実施しています。

落ち着きがない、ことばが遅いなどの心配のあるお子さんが集団遊びの楽しさを経験する場です。

名称：たけのこグループ・かるがもグループ

相談方法

電話、手紙、来所などで相談いただけます。内容によっては、必要なサービスや専門機関を紹介します。また、ご希望に応じて関係機関との連携を図ります。

時間：月曜日～金曜日

午前9時～午後5時15分

場所：和光市役所1階 家庭児童相談室

（個室ですので、気兼ねなく相談できます。）



相談窓口一覧 和光市内編

名称	対象	電話	所在地	日時	内容
こども福祉課	18歳まで	424-9124	広沢 1-5	月～金曜日 8:30～17:15	保育園、児童に関すること、虐待の対応、子育て支援、こどもの医療関係
家庭児童相談室	18歳まで 電話・来所・訪問	464-1111 (内線 2105)	広沢 1-5	月～金曜日 9:00～17:15	こどもに関するあらゆること、家族・学校・非行・虐待や言語・心理相談など
社会福祉課	障害のある方	424-9123	広沢 1-5	月～金曜日 8:30～17:15	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の受付、各種手当の給付
地域生活支援センター	心身に障害のある方	452-7602	南 1-23-1 総合福祉会館 2階	月～金曜日 8:30～17:15	心身に障害のある人の様々な相談や、日常生活に必要な支援を行っています
みなみ子育て支援センター	未就学児 電話・来所	450-4706	南 2-3-3	月～金曜日 9:00～17:00	子育てに関する相談
しらこ子育て支援センター	未就学児 電話・来所	464-0194	白子 3-29-10	月～金曜日 9:00～17:00	子育てに関する相談
教育相談 (教育支援センター)	小・中・高校生とその保護者 電話・訪問	466-8341	本町 31-17 本町小学校内 2階	月～土曜日 9:00～16:30	生徒・児童とその保護者の学校生活、不登校、いじめ、家庭生活などに関する相談
女性相談	女性	424-9129	市役所 市民相談室	第1、3火曜日 13:00～16:00 第2、4火曜日 9:00～12:00	子育て、家族、人づきあい、セクハラ、暴力など女性の様々な悩みの相談
ひとり親家庭の相談	ひとり親家庭と離婚に向けて話し合い中の方	424-9124	市役所 こども福祉課	月～金曜日 9:00～17:15	就労、離婚、生活、養育についての相談
子育て支援総合コーディネーター	子育て中の方 妊娠中の方	424-9124	市役所 こども福祉課	月～金曜日 9:00～17:15	子育てサービス情報・機関の紹介、利用の仕方などの説明



地域の相談役、民生委員児童委員さんをご紹介します。

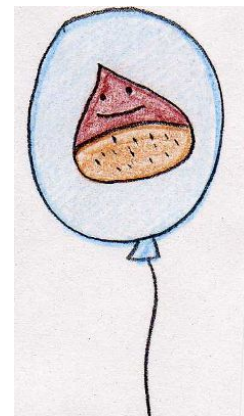
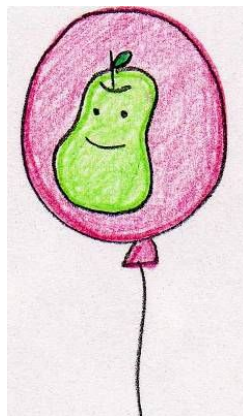
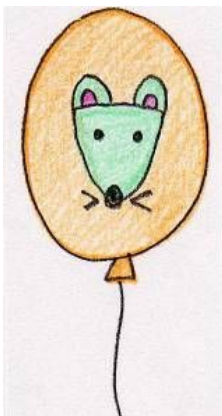
民生委員児童委員は、地域社会に根ざし、社会奉仕の精神をもって、地域のみなさんの相談役、市行政のパイプ役として協力をいただいています。子育ての悩みを近所に住む民生委員児童委員に相談したい、近所に気になる親子がいるがどうしたらいいかわからないときなど、下記の代表者または直接民生委員児童委員にご相談できます。各民生委員児童委員の連絡先は、和光市ホームページに掲載しています。

地域の区分	代表者名	電話番号
本町、中央、丸山台、西大和団地、シーアイハイツ和光、自衛隊官舎	渡井悦子	462-8539
新倉 全域	池田まゆみ	464-9718
下新倉 白子2丁目15番～25番、白子3丁目	石田康雄	461-6981
白子1丁目、2丁目1番～82番 南、DIKマンション、南大和団地、諏訪、諏訪原団地	加山佐代子	463-3230



相談窓口一覧 和光市外編

名称	対象	電話	所在地	日時	内容
所沢児童相談所	児童全般	04-2992 -4152	〒359-004 所沢市並木 1-9-2	月～金曜日 8:30～18:15	児童に関するあらゆることの相談。虐待・一時保護の対応。秘密厳守。
休日夜間児童虐待通報ダイヤル	児童虐待	048-779 -1154	* 所沢児童相談所の相談受付時間帯以外での緊急性のある児童虐待通報を受け付けます。		
児童相談所 全国共通ダイヤル	おとなと 子ども	0570- 064-000	育児や子育てに悩んだ時、虐待を受けたと思われる子どもを見た時などに電話をすると近くの児童相談所に繋がります。		
子育て相談窓口 (埼玉県医師会) (書面相談)	妊婦 ～子育て	048- 824-2611	〒330-0062 さいたま市浦和 区仲町 3-5-1	書面にての相談。 住所・氏名・電話番号を 明記、後日返答	専門医による医学 的な相談
子ども スマイルネット	子ども全般 と親	048- 822-7007	〒330-0074 さいたま市浦和 区北浦和 5-6-5	10:00～18:00 (祝日、年末年始は除 く。)	いじめや体罰など 人権侵害で悩んで る子どもと親の相 談
乳幼児子育て電話 相談(県立総合教 育センター)	乳幼児の育 児、しつけ、 健康など	048- 874-3321	〒336-8555 さいたま市緑区 三室 1305-1	月～金 10:00～15:00 (祝日、年末年始は除 く。)	乳幼児の育児、し つけ、健康などの 電話相談
電話教育相談 (県立総合教育セ ンター)	保護者 子ども	048- 874-2525 子ども 0120- 86-3192	同上	月～金 9:00～19:00 (祝日、年末年始は除 く。)	いじめ・不登校・ ひきこもりなどの 相談
埼玉 いのちの電話	おとなと 子ども	048- 645-4343 子ども専用 640-6400	社会福祉法人 埼玉いのちの 電話	24 時間年中無休 子ども専用 金・土 15:00～21:30	苦しいとき、淋し いとき、不安なと き、迷っている時 などの相談
With You さいたま	未就学児を もつ保護者	048- 600-3800	〒330-0081 さいたま市中央 区新都心 2-2	月～土 10:00～21:00 (受付時間)	様々な悩みの相談
こども家庭支援 センター シャローム	子ども・ 家庭全般	042- 989-1535	〒350-1205 日高市原宿 261	平日 9:00～18:00 * 緊急時は 24 時間 対応	子どもや家庭に関 する相談。虐待に 関する相談





子どもの人権といのちを守ろう！

こんな行為は虐待です

- 身体的虐待・・・殴る、蹴る、やけど・骨折させる、溺れさせるなど。
- 心理的虐待・・・「生まれてこなきゃよかったのに」「バカでダメな子」などの否定的、差別的な言葉のくり返し。無視やDVの目撃など。
- 性的虐待・・・性器をさわる、さわらせる、ポルノの被写体にする、性行為の強要など。
- ネグレクト・・・不潔なまま放っておく、病気になっても受診しない、車や家の中に置き去りにする。子どもの成長・発達のために必要な衣食住の世話をせず、保護者としての監督を怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為に保護者が適切に対処しないなど。

“しつけ”と“虐待”とは違います！

しつけとは・・・子どもが生きていく上での、人とのかかわり方や生活習慣の獲得、感情意思の伝え方など、自立していくための道筋を保護者が示してあげることです。

でも、時には手が出ちゃう・・・

しつけをするのは難しいものです。自分の子どもを思うあまりに手が出てしまい、あとで、冷静になって寝顔をみたら自己嫌悪。どの親でも一度は味わう苦い気持ち。でも日常茶飯事しつけで“たたく”ようになると、それに慣れて、暴力はエスカレートしていき、自分が抑えきれなくなってしまいます。気をつけたいですね！

こんなときは迷わず相談しましょう！

- ・どうやって子育てをしてよいかわからない。
- ・子どもがいうことをきかず、いつもイライラしている。
- ・思うようにいかず、つい子どもを叩いたり、怒鳴ったりしてしまう。
- ・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない。
- ・夫やパートナーの理解が得られない・・・など



相談先

こども福祉課	☎424-9124 (直通)
保健センター	☎465-0311
家庭児童相談室	☎464-1111 内線2105

通告って 勇気がいるけど・・・

児童虐待では？と疑ったときには確認はいりません。勇気をだして通告しましょう。あとは関係機関が連携をとって動きます。通告者の秘密は守られます。

通告先

こども福祉課	☎424-9124 (直通)
所沢児童相談所	☎04-2992-4152
朝霞警察署	☎048-465-0110 (緊急時110番)
全国共通ダイヤル	☎0570-064-000
民生児童委員 (P20に掲載の連絡先を参照)	

子どもにとって有害な行為は、そんなつもりがなくても虐待になります。